

ライオンハート広島規約

第1条 名 称

本会は、ライオンハート広島 と称する。

第2条 目 的

講演会や会合を通じて、会員相互の親睦と肺がんに対する理解を深める事を目的とする。

第3条 事 業

本会は前条の目的を達成するために、次の項目に該当する事業を行う。

- 1) 地方公共団体が開催する社会活動に参加する。
- 2) がんに関する知識を習得するための活動を行う。
- 3) その他、前条の目的を達成する為の事業を行なう。

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4条 会 員

会員は、本会の目的に賛同し、本規約を承諾したうえで事務局への入会申し込みが完了した個人とする。

第5条 会 費

事業年度始に徴収する年会費を200円とする。

年度の途中で会員になる者の年会費を月割りとする。

年度の途中で退会する会員の年会費を月割りとする。

第6条 経 費

本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第7条 予 算

会長は収入ならびに支出の予算を立案して総会に提出し過半数の同意をもって承認を得るものとする。

第8条 決 算

会長は内規に定める様式で決算を行い、総会で過半数の承認を得るものとする。

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9条 役 員

1本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2)副会長 1名

(3)会計 1名

2役員は総会において、会員の互選により、過半数の同意をもって選任する。

役員の任期は1年とする。

ただし、再任を妨げない。

3会長は会務を総括し、会を代表する。

4副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5会計は、会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。

6監事は、会の財産や業務執行の状況を監査する。

7役員が規約に違反した場合、又は本会の名誉を傷つける行為をした場合は、総会の議決により解任することができる。

第 10 条 総 会

この会の定時総会は事業年度終了後に開催し、必要なつど臨時総会を開くことができる。

1総会の招集は会長が行う。

2総会の議長は会長が務める。

3会員は必要に応じて、議決事項を提示して臨時総会の招集を請求することができる。

4総会は会員の2分の1以上の者が出席しなければ、会議を開き議決することはできない。

但し書面表決書または委任状をもって出席とみなすことができる。

5議案の決議は出席者の過半数の賛成でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6総会の決議事項及び報告事項は、次のとおりとする。

(1)規約の改正に関する事項

(2)会員の加入及び脱退に関する事項

(3)事業報告及び決算、事業計画及び予算

(4)役員の改選

(5)その他必要と認めた事項

第 11 条 総会の議事録

1 総会の議事については、議長が次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

3 議事録は会長が保管し、会員の請求があったときは議事録を閲覧させなければならない。

第 12 条 届出事項の変更

会員は、氏名、住所、郵送先等入会申込書の記載事項に変更が生じた場合は、ただちに事務局に届け出る事とする。

第 13 条 退 会

事務局への退会届けの提出をもって退会とする。

会員の退会は何人も是を妨げてはならない。

第 14 条 解 散

本会の解散については、総会において三分の二以上の決議を得なければならぬ。

本会の解散に伴う残余財産の処分については総会の議決による。

第 15 条 設立年月日

本会の設立年月日は、平成30年4月1日とする。

第 16 条 所在地

本会の所在地を次のとおりとする。

広島県広島市南区的場町2丁目1-4

附 則

1. 本規約は、平成30年4月1日制定し、即日これを施行する。

2. 本規約は、令和元年5月2日一部改定し、即日これを施行する。